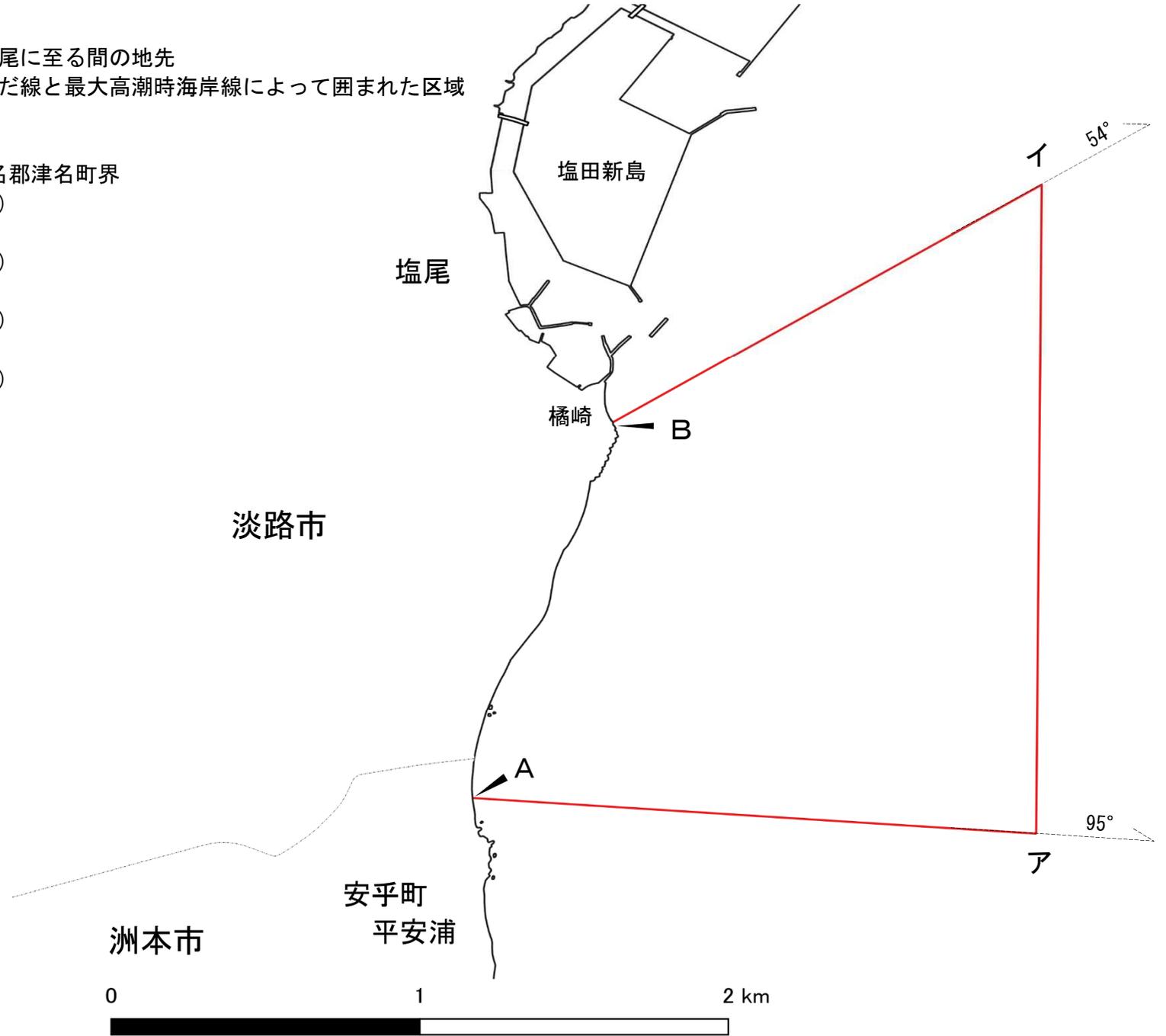


免許番号 共第105号
漁場の位置 洲本市・淡路市界から淡路市塩尾に至る間の地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における洲本市・旧津名郡津名町界
(北緯34度23.94分、東経134度53.68分)
 - B 淡路市塩尾橋崎東端
(北緯34度24.56分、東経134度53.93分)
 - ア Aから95度1,500メートルの点
(北緯34度23.87分、東経134度54.66分)
 - イ Bから54度1,420メートルの点
(北緯34度25.01分、東経134度54.68分)



令和5年9月1日 免許
共第105号

表示番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第105号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市生穂1553番地7 津名漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		